御船町農業委員会会議録

令和2年5月11日

御船町農業委員会

令和2年5月定例農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和 2 年 5 月 11 日(月) 13 時 30 分~ 14 時 00 分
- 2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室
- 3. 農業委員(14名)

会 長 1番 富田 早苗 会長職務代理者 2番 荒木 義一

委員3番野田孝光委員9番藤本隆盛委員4番西橋孝志委員10番田端幸治委員5番荒木 崇 委員11番芥川 誠該委員6番大西敬一 委員12番藤岡雅子委員7番池田賢治 委員13番山本富士夫委員8番福島則義 委員14番竹崎幸雄欠席者3番野田孝光6番大西敬一12番藤岡雅子最適化推進委員 コロナウイルス流行のため全委員 欠席

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 7 報告第13号 非農地通知発行について
- 8 報告第14号 合意解約について
- 9 報告第15号「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥係 長 緒方 弘和主 事 吉澤 輝

1 開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻より早いですが、始めさせていただきます。審議に入ります前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、3番 野田委員、6番 大西委員、12番 藤岡委員から欠席の連絡をうけております。欠席者3名ということで、御船町農業委員会規則第6条により過半数以上の出席をいただいておりますので、この総会が成立いたしますことを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、コロナウイルス感染防止の為、本日は欠席いただいております。

それではただいまより、5 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条に基づき富田会長よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは。今日も推進委員の皆さんには、3つの密を避ける為にご遠慮願っております。コロナコロナと言ってるうちに、もうそろそろ種まき、山間の方は種まきはもう終わりましたか。 私は田植が嫌いで、いつもこの時期は憂鬱になります。

議長 それでは、今日の議事録署名委員を指名いたします。4番 西橋 委員 5番 荒木委員 、宜しくお願いいたします。 それでは、議案第23号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書の1ページをお願いします。

議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり 許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。 令和2年5月11日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。 今月は、4件6筆の申請があっております。

申請番号①

土地の所在地:大字○○ 字○○○ △ 地目:田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名: 大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇 譲受人の住所・氏名: 大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

理由:3条許可所有権移転(町)

申請番号②

土地の所在地:大字○○○ 字○○ △-△ 地目:田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名:○○都○○市○○町△丁目△-△-△

00 00

譲受人の住所・氏名:大字○○○ △ ○○ ○○

理由:3条許可所有権移転(町)

00 00

譲受人の住所・氏名:大字〇〇〇 △ 〇〇 〇〇 理由:3条許可所有権移転(町) 田2筆計△㎡ 申請番号③

土地の所在地:大字○○ 字○○ △-△ 地目:田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名:大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇〇

譲受人の住所・氏名:大字○○ △-△ ○○ ○○

理由: 3条許可所有権移転(町)

申請番号④

土地の所在地:大字○○ 字○○○ △ 地目:畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名:大字○○ △ ○○ ○○

譲受人の住所・氏名:大字○○ △

理由:3条許可所有権移転(町)

土地の所在地:大字○○ 字○○○ △ 地目:田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名:大字○○ △ ○○ ○○

譲受人の住所・氏名:大字○○ △

理由:3条許可所有権移転(町) 畑1筆、田1筆 計△㎡ はい、ありがとうございました。4件6筆です。申請番号①、担

- 議長はい、ありがとうございました。4件6筆です。申請番号①、担当の8番福島委員、説明をお願いいたします。
- 8 番 はい。4月27日に、坂本推進委員と事務局と現地確認を行いました。現地につきましては、資料の3、4ページに位置図と写真があります。補助整備済みの耕地で、既に耕作する準備ができております。資料2ページに戻っていただきたいと思います。農地法3条第2項第1号から第7号の該当する要件につきましては、充たしておりますので、許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願いたします。
- 議 長 はい。ありがとうございました。これは、○○さんが前から作られていたんですか。
- 8 番 いいえ、違います。今度、新にです。以前は、たばこ農家の○○ さんでした。売主さんは、旦那さんが亡くなられたのでもう手放 したいということで、あちこちに相談されていました。「できれば、農業公社を通じて売買したほうが有利ですよ。」とお話していたのですが、個人売買になってしまったという経緯があります。

議 長 それでは、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、 ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。 続きまして、申請番号②番。担当の7番池田委員、お願いいた します。

7 番 はい。4月22日に現地確認を行いました。資料の7、8ページを ご覧ください。場所は、○○バイパスの○○○、○○が建って おりますけれども、そこの裏手の水田になります。前回、○○の 駐車場の往来安全の為、道路拡張の申請をされた隣接地であります。写真のように、作付がすぐに出来るように回復されています ので、なんら問題ないと思います。以上のようなことから、許可 相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長はい。ありがとうございます。○○○の道の所ですか。

7 番 はい、そうです。○○の道沿いの裏です。

議 長 それを、田んぼで使う。

7 番 はい。

議 長 なにかご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。は い、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。 続きまして、申請番号③番。担当の4番西橋委員、お願いいたし ます。

4 番 はい。4月20日、川地推進委員さんと事務局と現地確認を行いました。11ページに、場所が載っております。○○・○○線の○○○の道向かいの方になります。相続による名義変更の所有権移転の申請になります。12ページをご覧いただくと、現在、○○さんが作っておられますが、賃借権は今回解除ということになり、今後は水稲を作付していくということで聞いております。10ページに戻っていただいて、2項第1号から第7号まで条件は充たしているものと思われます。許可相当と判断いたしました。皆さんのご協議、よろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。今は、○○○が表も裏も借りているが、これからは裏だけですか。

4 番 いいえ。自分で全部作られています。賃借権が、今回で解除になっておりますので。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。は い、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。 続きまして、申請番号④番。担当の5番荒木委員、説明をお願い いたします。

5 番 はい。4月22日に、私と坂本推進委員、事務局と現地確認に行ってまいりました。場所は15ページ、○○○○○の東側になります。写真は、16ページを見ていただいて、2項第1号から第7号まで、なんら問題ないと思います。また、申請後は畑として利用し、栗を植えるそうです。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長はい。ありがとうございました。○○さんところは、ここではなく山の向こうあたりに前回申請があがっていたじゃないですか。 その後は、ちゃんと果樹。今まで、申請があがっている所は、ちゃんと適切にできてるんですかね。

5 番 見に行ってないので、わかりません。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。 はい、 ありがとうございます。 全員賛成で、 許可といたします。

続きまして、議案第 24 号を提案いたします。事務局、説明をお 願いいたします。

事務局 はい。議案書の3ページです。

議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり 許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和2年5月11日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗 4ページをお願いします。今月は、4条申請はありませんでした。 5条申請が1件になります。

申請番号①

土地の所在地:大字○○ 字○○ △-△ 地目:畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名:大字○○ △ ○○ ○○

譲受人の住所・氏名:大字○○ △-△ ○○ ○

転用目的:個人住宅

理由:5条所有権移転(県許可)

議長 はい、ありがとうございました。それでは、担当の7番池田委員、 説明をお願いいたします。

7 番 はい。4月22日に、事務局と現地確認を行いました。資料の20

ページをお開きください。役場より△km ほど離れた場所で、○○○から△m位の場所になります。資料の 22 ページをお開きください。現在は、畑のまま手入れされていました。しかし、周りには住宅が建ち並んで、農地としては無理と思われるようなところです。農地の区分は、第2種です。面積は△㎡で、転用目的は個人住宅の建設です。申請者は、現在の住宅が県道○○○○線拡幅工事の用地買収にかかり、立ち退きを余儀なくされ、用地を探しておられ、現地を見つけられたということです。排水及び隣接同意もとれております。一般基準の該当箇所は、適当と判断いたします。皆様のご審議をお願いします。

議長これは、畑は分筆ですか。残りは、畑ですか。

7 番 はい、残りは畑です。ここは、もう先に下水の枡をつけてありま す。

議 長 畑にですか。それはもう、始末書ではないですか。

他にご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。 続きまして、議案第 25 号を提案いたします。事務局の説明をお 願いいたします。

事務局 はい。議案書5ページをお願いします。

議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に 基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和2年5月11日提出 御船町農業委員会長 富田早苗。

6ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。 今月は、9件の提出があっております。田 \triangle m † 、普通畑 \triangle m † 、計の \triangle m † です。次のページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。3件の田 \triangle m † 、計 \triangle m † です。続きまして、8ページには、今月農業公社を通した売買申請がありましたので所有権移転分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。1件、田 \triangle m † 。計 \triangle m † です。

議案書の9ページを願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年5月11日提出 上益城郡御船町。

令和2年第5回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。

田 \triangle m²、内再設定 \triangle m²。畑 \triangle m²、内再設定 \triangle m²、計の \triangle m²、内再

設定が \triangle m°です。公社を通した売買申請がありましたので、所有権移転が、田 \triangle m³、計 \triangle m°です。本年累計です。田 \triangle m³、内再設定 \triangle m°です。畑 \triangle m³、内再設定 \triangle m°です。計の \triangle m³、内再設定が \triangle m°です。農業公社を通した売買があっておりますので、田 \triangle m³、計の \triangle m°です。以上です。

議長はい、ありがとうございました。ご質問ございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、今の事務局の説明を承認いただける方の挙手をお願い いたします。

はい、ありがとうございます。

それでは、報告第13号、14号にまいります。事務局から説明を お願いいたします。

事務局 はい。議案書の11ページをお願いします。

報告第13号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和2年5月11日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗 12ページに非農地承認通知一覧表を掲載しております。非農地 と判断したものにつきましては、9筆ありましたのでご報告いた します。ご覧ください。

議案書の13ページをお願いします。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和2年5月11日提出 御船町農業委員会

合意解約の提出された分につきましては、14ページから17ページまで掲載しております。今月は、7件の提出があっております。 ご覧ください。議案書の18ページをお願いします。

報告第15号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和2年5月11日提出 御船町農業委員会

19、20ページに掲載しておりますが、2件の耕作証明書を発行しております。ご覧ください。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。それでは、今の報告事項でご質 問はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、本日はこれで終了でよろしいですか。

9 番 すみません。

議長 はい、藤本議員。

9 番 高木の小池高山のインター周辺は、町でなにか計画はされている のですか。

議 長 事務局どうぞ。

はい。藤本委員からのご質問ですが、小池高山インター付近の開 事務局 発ということだと思うんですが、町の総合計画等でもインターチ エンジ付近の開発というものがあがっております。ただこれは、 町が直接開発するというものではありませんので、民間の企業誘 致を計画しているというものになります。現在、御船インターの 東側、工事をやっておりますけれども、小池高山インターにつき ましては、現在、この後計画が決まったものはまだありません。 ただ、色々な相談はあっておりまして、農振に入っている部分も ありますので、高速道路のインターチェンジの近くということで、 物流関係の企業が是非という事で、地権者あたりにも話をされて、 農振除外の申請を 3 月末に出すという、ぎりぎりのところまで 準備をされました。そうしたら、コロナがやはり影響しているみ たいですね。実際、物流関係は動いてはいるんですけれども、企 業としてなかなか投資に踏み込めないような状況になったとい うことで、小池高山インターの物流企業の進出については断念さ れたわけではないのですが、もうちょっと先に延ばしますという ことで連絡があっております。ですので、地権者まで声を掛けら れてだいたい同意が取れているという話は聞いておりますので、 ある程度この社会情勢が落ち着けば、小池高山インターの開発あ たりも進んでくるのではないかと考えております。

議 長 都市計画委員会では、具体的になにもかぶせてはないんですか。 事務局 そうですね。都市計画は、なんの用途指定もありませんので、例 えば豊秋、小坂、陣、滝尾の一部と同じ都市計画区域内ですけれ ども、特に用途がかかっていないという地域になります。ただ、 小池高山インターの出入口から半径 300m以内にだいたい既存 の農地がかかりますので、その範囲は第3種農地ということで、 比較的どういったものにでも転用が出来るというようなルール はあります。

議 長 都市計画委員会にいっても、やっぱり「インターを有効活用しましょう。」、「3つのインターを大事にしましょう。」という話、そこまでは出るけれども、それから一歩進んで具体的に「じゃあ、乱開発しないように今のうちに手を打っておきましょう。」という話は、出てこない。町としても、やはり重点区域という意識はあるようですけれども、今現在、藤本委員が言われたように、町

でどうというのはない。

- 9 番 住宅街からインターまでの間の距離が短いからですね、ぽつんぽ つんと道沿いに建つと、虫食い状態になってしまう。裏が死んで しまう。辺田見みたいに、裏に道があるといいんですけれども、 あそこはないですもんね。
- 事務局 今の話は、土地の所有者の方もやはりそういう懸念はされておりますので、小池高山の西側の農地をA校区、ちょうど河川等が入っていると思うんですけれども、A,B,Cという形で企業誘致係りとしては、虫食いにならないような形で、業者に案内をしている。当然、農業委員会、農振除外、農振協議会等で審査するなかで、中途半端に道沿いから開発をしていくと裏の農地が死んでしまうので、その辺を事業者へ注文するような形で、元々狭かった道を4m、6mの広い道を造れとはなかなか言えない部分はあるんですけれども、裏で営農されている方に関しての配慮をすることが、ある程度条件にはなっております。
- 議 長 個人で売買した時には、道を広げてくれとか、広い道を一本入れるとか、そんなのは出来ないけれども、大規模で一括で面積がまとまれば、道をひくのもできやすくなりますよね。嘉島リバゾンみたいに完全に事業所しかよばないとか、そのようなのを御船町もちょっと考えたほうがいい。どっちみちあんなのに頼らないと税収は見込めないし、町自体は体力がなくなってくるのではないのか。個人住宅ばっかりいれてもね。

他にございませんか。ないようでしたら、本日はこれで終了です。 お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを 証明するためにここに署名する。

4番

5番